

平成28年第1回上里町議会定例会会議録第3号

平成28年3月8日（火曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第 7（町長提出承認第 1 号）専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 8（町長提出承認第 2 号）専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 9（町長提出議案第 1 号）地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 10（町長提出議案第 2 号）行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 11（町長提出議案第 3 号）上里町職員の給与に関する条例及び上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12（町長提出議案第 4 号）上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13（町長提出議案第 5 号）上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14（町長提出議案第 6 号）上里町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15（町長提出議案第 7 号）上里町福祉町民センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16（町長提出議案第 8 号）上里町行政不服審査会条例について
- 日程第 17（町長提出議案第 9 号）上里町いきいき福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例について
- 日程第 18（町長提出議案第 10 号）上里町道路線の廃止について
- 日程第 19（町長提出議案第 11 号）上里町道路線の認定について
- 日程第 20（町長提出議案第 12 号）財産の取得について
- 日程第 21（町長提出議案第 13 号）埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について
- 日程第 22（町長提出議案第 14 号）平成27年度上里町一般会計補正予算（第7号）について

- 日程第 2 3 (町長提出議案第 1 5 号) 平成 2 7 年度上里町国民健康保険特別会計補正
予算 (第 3 号) について
- 日程第 2 4 (町長提出議案第 1 6 号) 平成 2 7 年度上里町介護保険特別会計補正予算
(第 4 号) について
- 日程第 2 5 (町長提出議案第 1 7 号) 平成 2 7 年度上里町後期高齢者医療特別会計補
正予算 (第 1 号) について
- 日程第 2 6 (町長提出議案第 1 8 号) 平成 2 7 年度上里町農業集落排水事業特別会計
補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 2 7 (町長提出議案第 1 9 号) 平成 2 7 年度上里町水道事業会計補正予算 (第
3 号) について
- 日程第 2 8 (町長提出議案第 2 0 号) 平成 2 7 年度上里町下水道事業会計補正予算
(第 1 号) について
-

出席議員 (14 人)

1 番 飯 塚 賢 治 君	2 番 戸 矢 隆 光 君
3 番 仲 井 静 子 君	4 番 猪 岡 壽 君
5 番 齊 藤 崇 君	6 番 岩 田 智 教 君
7 番 植 井 敏 夫 君	8 番 高 橋 正 行 君
9 番 納 谷 克 俊 君	10 番 新 井 實 君
11 番 沓 澤 幸 子 君	12 番 高 橋 仁 君
13 番 伊 藤 裕 君	14 番 植 原 育 雄 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長 関 根 孝 道 君	副 町 長 高 野 正 道 君
教 育 長 下 山 彰 夫 君	総 務 課 長 岸 智 敏 君
総合政策課長 片 岡 浩 一 君	税 務 課 長 須 長 正 実 君
町民福祉課長 板 垣 延 雄 君	子育て共生課長 山 田 隆 君
健康保険課長 山 下 容 二 君	高齢者いきいき課長 小 暮 秀 夫 君
まち整備環境課長 強 矢 賢 君	産業振興課長 南 雲 定 夫 君
上下水道課長 宮 下 忠 仁 君	学校教育課長 谷 木 章 二 君
学校指導室長 福 島 彰 君	生涯学習課長 金 井 孝 君

郷土資料館長 金 井 孝 君 会 計 管 理 者 安 藤 達 夫 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 飯 塚 好 一 係 長 戸 矢 信 男

◎開 議

午前 10 時 50 分開議

○議長（伊藤 裕君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。



◎日程第7 町長提出承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（伊藤 裕君） 日程第7、町長提出承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。

御提案申し上げました承認第1号 専決処分の承認を求めることについての内容説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う上里町税条例等の一部を改正する条例について、平成27年12月28日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、御報告をさせていただき承認を求めるものでございます。

このたびの改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）が平成27年10月5日に施行されたことに伴い、あらゆる機会を捉えて個人番号（以下「マイナンバー」という。）の取得に努めるとされたため、さきの9月議会において町税条例を改正し、町税の減免申請を行う際、その申請書に住所、氏名のほかにマイナンバーを記載させることといたしました。

しかしながら、その後、平成27年12月14日に平成28年度政府与党税制大綱が閣議決定され、その中で提出者等のマイナンバーを記載させなければならないとされている地方税関係書類について、申告等の主たる手続とあわせて提出され、または申告等の後に関連して提出されると考えられる一定の書類について、提出者等のマイナンバーの記載を要しないこととするとされました。

これに伴いまして、総務省自治税務局より発出された地方自治法第245条の4に基づく「技術的な助言」の中で、マイナンバーの記載を要しない書類として個人住民税の減免の申請書と特別土地保有税の申請書が挙げられていたため、再度、条例改正を行い、マイナンバーの記載を要しないことといたしました。

以下、条文ごとに御説明申し上げます。

初めに、第1条における上里町税条例の一部改正についての内容でございますが、第112条の2、第2項第1号において、法律名を2度目以降に繰り返す場合に使用する「同法」という呼び方を、初めて登場することになりますので、略さず法律名で「番号利用法」とするものでございます。

次に、第2条における上里町税条例の一部を改正する条例の一部改正の内容でございますが、第51条は、町民税の減免申請について規定したのですが、第2項で申請書に住所や氏名のほかにマイナンバーも記載すべきと改正したところを、マイナンバーの記載は不要ということで削除するものでございます。

第112条の2は、特別土地保有税の減免について規定したのですが、第2項第1号で申請書に住所や氏名のほかにマイナンバーも記載すべきと改正したところを、マイナンバーの記載は削除するものでございます。

以上で、専決処分いたしました上里町税条例等の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎日程第8 町長提出承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（伊藤 裕君） 日程第8、町長提出承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

ての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 承認第２号 専決処分の承認を求めることについて。

御提案申し上げました承認第２号 専決処分の承認を求めることについての内容説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に伴う上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を廃止する等の条例について、平成27年12月28日に地方自治法第179条第１項の規定により専決処分いたしましたので、同条第３項の規定に基づき、御報告させていただき承認を求めるものでございます。

このたびの改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）が平成27年10月５日に施行されたことに伴い、あらゆる機会を捉えて個人番号（以下「マイナンバー」という。）の取得に努めるとされたため、さきの12月議会において、国民健康保険税条例並びに介護保険条例を改正し、税金及び保険料の減免申請等を行う際、その申請書に住所、氏名を記載すべきところ、マイナンバーを記載させることといたしました。

しかしながら、その後、平成27年12月14日に平成28年度政府与党税制大綱が閣議決定され、その中で提出者等のマイナンバーを記載させなければならないとされている地方税関係書類について、申告等の主たる手続とあわせて提出され、または申告等の後に関連して提出され则认为される一定の書類について、提出者等のマイナンバーの記載を要しないこととするとされました。

これに伴いまして、総務省自治税務局より発出された地方自治法第245条の４に基づく「技術的な助言」の中で、マイナンバーの記載を要しない書類として国民健康保険税の申請書が挙げられていたため、再度、条例改正を行い、マイナンバーの記載を要しないことといたしました。

また、介護保険料についても、介護保険を所管する厚生労働省の見解により、税の手続と同義と考え、マイナンバーの記載を要しないことといたしました。

以下、条文ごとに御説明を申し上げます。

初めに、第１条における上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の廃止についての内容でございますが、第22条は国民健康保険税の減免について規定したのですが、上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例で、減免の申請書に住所や氏名のほかにマイナンバー

も記載すべきと改正したところを、マイナンバーの記載は不要としてこの条例改正はなかったものとしてこの条例を廃止するものでございます。

次に、第2条における上里町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正の内容でございますが、第9条は保険料の徴収猶予について規定したもので、第10条は保険料の減免について規定したのですが、どちらも申請書に住所や氏名のほかにマイナンバーも記載すべきと改正したところを、マイナンバーの記載は不要として削除するものでございます。

以上で、専決処分いたしました上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を廃止する等の条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎日程第9 町長提出議案第1号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長（伊藤 裕君） 日程第9、町長提出議案第1号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 議案第1号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について。

御提案申し上げました議案第1号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正を受け、上里町職員の給与に関する条例及び上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例については、職員の職務の分類の基準となるべき級別基準職務表を規定するほか、関係条例の規定整備を行いたいので、本案を御提案申し上げるものでございます。

次に、改正概要を申し上げます。

改正後の地方公務員法では人事評価制度の導入等により、能力及び実績に基づく人事管理を図るとともに、再就職者による依頼等の規制の導入等により、退職管理の適正を確保するための所要の措置を講ずることとしております。

町においては、地方公務員法の改正を受け、人事管理の観点から職務給原則を徹底するため、上里町一般職員の初任給・昇格・昇給等の基準に関する規則で定めております、職員の職務の分類の基準となるべき級別基準職務表を条例化するほか、人事行政の運営等の状況の公表の内容の改正及び関係条例の規定整備が必要となります。

また、人事評価制度については規定の新規制定、再就職者による依頼等の規制については規則の新規制定が必要になるため、平成28年4月1日施行に向け、準備を進めております。

続いて、条文概要の御説明を申し上げます。

まず、第1条として、上里町職員の給与に関する条例の一部を改正いたします。

地方公務員法第24条第2項が削除されたために項ずれが生じ、第24条第6項が第24条第5項になったことを受け、上里町職員の給与に関する条例第1条中の「第24条第6項」を「第24条第5項」に改めます。改正された地方公務員法第24条の同項は、職員の給与、勤務時間そのほかの勤務条件は条例で定めると規定しているものでございます。

次に、第3条に級別基準職務表を追加するため、見出しを「給料表」から「給料表及び級別基準職務表」に改めます。

次に、現在の条文中にあります給料表が「別表」となっているため、「別表第1」に改め、同表の次に「別表第2」として級別基準職務表を追加いたします。級別基準職務表については、地方公務員法第24条第1項の職務給の原則に基づき、規定しております。

次に、第2条上里町職員の特殊勤務手当に関する条例、第3条上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び第5条上里町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正につい

てですが、第1条で御説明申し上げました地方公務員法第24条第2項の削除による項ずれにより引用先の文言整理となっております。

次に、第4条上里町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例ですが、人事行政の運営等の状況の公表について定めております地方公務員法第58条の2の改正に伴う文言整理となります。現在の条例第3条は8号からなっておりますが、第2号として職員の人事評価の状況、第5号として職員の休業に関する状況、第8号として職員の退職管理の状況の3号を追加し、全部で11号といたします。3号の追加による既存の号の号ずれについても改正しております。

次に、第6条上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についての説明を申し上げます。

第1条中では、地方公務員法の改正に伴う項ずれの引用先の文言整理をしております。

次に、第7条第2項では特定任期付職員、そして第8条第2項につきましては特定業務等従事任期付職員について、上里町職員の給与に関する条例が適用となる職員と同様に、地方公務員法第24条第1項の職務給の原則に基づき、級別基準職務についての規定をしております。

最後になりますが、附則については、この条例の施行期日を規定し、平成28年4月1日から施行としております。

以上をもちまして、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第1号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第 10 町長提出議案第 2 号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長（伊藤 裕君） 日程第10、町長提出議案第 2 号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 議案第 2 号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例について。

御提案申し上げました議案第 2 号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、行政不服審査法の全部改正に伴い、不服審査に係る手続を規定するために必要な関係条例を整備したいので、本案を提出するものでございます。

概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

初めに、概要について御説明申し上げます。

平成26年 6 月に、処分・不作為に関する不服申立制度につきまして、国民がより利用しやすいように行政不服審査法が全面改正されました。公正性の向上、使いやすさの向上、救済手段の充実・拡大の観点から抜本的な見直しが行われましたが、主な改正内容につきましては、不服申し立ての種類が、審査請求及び異議申し立てを審査請求に一元化することとされたこと、処分に関与していないなど、一定の要件を満たす審理員が審査請求の審理手続を行う審理員制度の導入、行政不服審査会等への諮問手続の導入、審査請求期間が60日から3カ月に延長されたこと、標準審理期間の導入などが挙げられます。今回の条例は、この改正に伴う関係条例の整備に関するものでございます。

次に、内容につきまして御説明申し上げます。

まず、第 1 条でございますが、上里町行政手続条例の一部を改正する条例について規定するものでございます。

第 3 条第10号中「、異議申立て、」及び「、決定」を削ります。

次に、第 2 条でございますが、上里町情報公開条例の一部を改正する条例について規定するものでございます。

第17条中「、公開決定等」の次に「又は公開請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「決定を」を

「裁決を」に改め、同条第2号中「決定で」を「裁決で」に、「に係る公開決定等（公開請求に係る行政情報の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更」を「の全部を認容」に改め、同条に新しい第2項を加えます。

第19条中「する決定」を「する裁決」に改め、同条第2号中「の決定」を「の裁決」に改めます。

次に、第3条でございますが、上里町個人情報保護条例の一部を改正する条例について規定するものでございます。

第9条第1項第2号中「き損」を漢字表記の「毀損」に改めます。

第26条の5中「決定」の次に「（以下「利用停止決定」という。）」を加えます。第28条第1項中「開示決定、」を「開示決定等、」に、「又は利用停止決定」を「若しくは利用停止決定又は開示請求、訂正等の請求若しくは利用停止請求に係る不作為」に、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「決定又は採決」を「裁決」に改め、同項第2号中「決定又は」を削り、「に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）、訂正決定等（訂正等の請求に係る個人情報の全部を訂正する旨の決定を除く。）又は利用停止決定（利用停止の請求に係る特定個人情報の全部を利用停止する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更」を「の全部を認容」に改め、同条第2項第1号及び第3号中「不服申立て人」を送り仮名のない「不服申立人」に改め、同条に新しい第3項を加えます。

新しい第3項は、第1項の不服申立てについて、行政不服審査法第9条第1項の規定を適用しないとしております。

第29条各号列記以外の部分及び第1号中「決定又は」を削り、同条第2号中「決定又は採決」を「裁決」に改めます。

次に、第4条でございますが、上里町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について規定するものでございます。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改めます。

次に、第5条でございますが、上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について規定するものでございます。

第17条の3第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改めます。

次に、第6条でございますが、上里町税条例の一部を改正する条例について規定するものでございます。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改めます。

次に、第7条でございますが、上里町事務手数料条例の一部を改正する条例について規定するものでございます。

第1条中「手数料」の次に「及び行政不服審査法（平成26年法律第68号。他の法律において準用する場合を含む。）の規定に基づき、その事務について徴収する手数料」を加えます。

第2条第1項中第45号を第47号とし、第44号の次に2号を加えます。

第45号は、行政不服審査法第38条の規定に基づき審理員が行う提出書類等の写し等の交付手数料を定め、1枚につき10円といたします。

第46号は、行政不服審査法第81条の規定に基づく機関が行う主張書面等の写し等の交付手数料を定め、1枚につき10円といたします。

第5条、徴収の免除に関しまして、第1項第9号中「町長」の次に「（行政不服審査法第38条の規定に基づき審理員が行う提出書類等の写し等の交付にあつては審理員、同法第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付にあつては当該機関）」を加えます。

次に、第8条でございますが、上里町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について規定するものでございます。

第4条の見出しを「（賦課に対する審査請求）」に改め、同条第1項中「受けた日から30日」を「受けたことを知った日の翌日から起算して3か月」に、「異議を申し立てる」を「審査請求をする」に改め、同条第2項中「異議の申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改めます。

最後に、附則の内容でございますが、第1項では整備条例の施行日を規定し、平成28年4月1日から施行とし、第2項では経過措置について規定するものでございます。

以上で、行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第2号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について

の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 町長提出議案第 3 号 上里町職員の給与に関する条例及び上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

◎日程第 1 2 町長提出議案第 4 号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

◎日程第 1 3 町長提出議案第 5 号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（伊藤 裕君） 日程第11、町長提出議案第 3 号 上里町職員の給与に関する条例及び上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についての件、日程第12、町長提出議案第 4 号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件、日程第13、町長提出議案第 5 号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件、以上の 3 件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

なお、議案第 3 号から議案第 5 号までの説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 議案第 3 号 上里町職員の給与に関する条例及び上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 4 号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 5 号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

議案第 3 号 上里町職員の給与に関する条例及び上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 4 号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第

5号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括いたしまして提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、平成27年8月6日付の人事院勧告及び同年10月19日付埼玉県人事委員会勧告を踏まえ、職員及び任期付職員の給与改定を行うとともに、上里町長、副町長、教育委員会教育長及び議会の議員の期末手当の額の改定をいたしたく、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案ごとに改正概要、条文概要を申し上げます。

まず、議案第3号の改正概要及び条文概要についてですが、本年の人事院勧告等における給与勧告に係る要点を申し上げますと、月例給、ボーナスともに昨年に引き続きの引き上げとなっております。引き上げ幅は、国家公務員で申し上げますと、額にして平均年間給与で5万9,000円、率で0.9%の引き上げとなります。

まず、月例給では民間との間に差があることを踏まえ、1級の初任給を2,500円引き上げ、若年層についても同程度の改定となっております。そのほかにつきましては、給与制度の総合的見直し等により高齢層における官民の給与差が縮小することとなることを踏まえ、1,100円の引き上げを基本とした改定となっております。

次に、ボーナスについても0.1月分引き上げ、年間で見ますと現行の4.10月が4.20月となります。埼玉県人事委員会の給与勧告もほぼ同様な勧告趣旨となっております。

政府は、既に第190回通常国会で人事院勧告どおりの内容で可決しております。埼玉県におきましては、3月の定例議会で対応とのことでございます。

続きまして、条文概要の御説明を申し上げます。

まず、第1条として、上里町職員の給与に関する条例の一部を改正いたします。

給与改定に係る改正点を申し上げますと、第18条第2項第1号中では勤勉手当の額を「100分の75」を「6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合については、100分の85」に改め、同項第2号中では、再任用職員の勤勉手当の適用について「100分の35」を「6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40」に改めます。勤勉手当の改正に伴う今年度の増額は621万8,000円となります。

続きまして、別表につきましては、行政職給料表（一）を改正いたします。民間の初任給との間に差があることを踏まえ、新採用職員の初任給を2,500円引き上げ、若年層についても同程度の改定となっております。そのほかにつきましては、給与制度の総合的見直し等の影響により高齢層における官民の格差が縮小することを踏まえ、1,100円の引き上げとなっております。再任用職員及び任期付職員についても、同様の取り扱いにより引き上げ改定となっております。平均改定率は0.4%となっております。全ての職員が引き上げ該当となっておりますが、

50名の職員は給与制度の総合的見直しによる現給保障者となっているため、実支給額に変動はございません。現給保障者を除く124名の実支給が引き上げとなり、給料表改正に伴う今年度の増額は250万円となります。

次に、第2条についてですが、同じく上里町職員の給与に関する条例の一部を改正いたします。

第18条第2項第1号中では、勤勉手当の額を「、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85」を「100分の80」に改め、同項第2号中では、再任用職員の勤勉手当の適用について「、6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40」を「100分の37.5」に改めます。

続きまして、第3条といたしまして、上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正いたします。

第7条第1項では、第2条第1項で定めた高度の専門的な知識経験またはすぐれた識見を有する者を一定期間活用することが特に必要な場合、あるいは専門的な知識経験を有する者を期間を限って業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要な場合に採用した職員に適用となります給料表についての改定でございます。

続きまして、第8条第1項では、第3条にあります一定の期間内に終了することが見込まれる業務や一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に、期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要な場合等に採用した職員及び第4条にあります一定の期間内に終了することが見込まれる業務や一定の期間内に限り業務量が見込まれる業務、あるいは住民の方に対するサービスの提供時間の延長や繁忙時の提供体制の充実、さらに当該提供体制等の維持のため、または介護休暇や部分休業中の職員の代替として採用した職員が適用となります給料表についての改定となります。

附則について御説明を申し上げます。

附則第1項については、施行期日の説明となります。施行日は公布の日から施行とし、ただし、第2条の改正規定につきましては平成28年4月1日から施行といたします。

附則第2項では、給料表につきましては平成27年4月1日から適用となります。

続いて、附則第3項では改正後の給与条例を適用した場合、これまでに支給された給与を改正後においては内払いとみなす旨の規定といたします。

最後に、附則第4項では、附則第3項で定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は町長が別に定めるものとしております。

今回の改正に伴う今年度の給与総額は、共済費等も含めると約1,085万円の増額を見込んでおります。

次に、議案第4号及び議案第5号の改正概要と条文概要について御説明を申し上げます。

職員の期末勤勉手当の額が0.1月引き上げられましたので、同様に期末手当の引き上げを行うものです。

議案第4号の上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例ですが、第1条として、上里町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正するもので、第5条で期末手当の額を規定しております。第5条第2項中、12月期分の「100分の212.5」を「100分の222.5」に改めます。

第2条として、町長及び副町長の期末手当に関する部分で、第5条第2項中の6月期分の「100分の197.5」を「100分の202.5」に、12月期分の「100分の222.5」を「100分の217.5」に改めます。

第3条では、上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正するもので、第5条で期末手当の額を規定しております。第5条第2項中、12月期を「100分の212.5」を「100分の222.5」に改めます。

第4条として、教育長の期末手当に関する部分で、同じく第5条第2項中の6月期分を「100分の197.5」を「100分の202.5」に、12月期分「100分の222.5」を「100分の217.5」に改めます。

改正に伴う増額につきましては、町長、副町長及び教育長につきましては合計で約21万円となります。

附則につきましては、施行期日について規定をしております。

第1条及び第3条については、公布の日からとし、平成27年12月1日からの適用、第2条及び第4条については平成28年4月1日から施行となります。

最後に、議案第5号の上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

第1条として、上里町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するもので、期末手当の額を規定している第5条第2項中、12月期を「100分の212.5」を「100分の222.5」に改めます。

第2条として、議会の議員の期末手当に関する部分で、同じく第5条第2項中の6月期分を「100分の197.5」を「100分の202.5」に、12月期分「100分の222.5」を「100分の217.5」に改めます。

改正に伴う増額につきましては、議会議員につきましては全体で約37万5,000円となります。

附則につきましては、施行期日を規定し、第1条については公布の日から施行とし、平成27年12月1日からの適用、第2条については平成28年4月1日からの施行となります。

以上をもちまして、上里町職員の給与に関する条例及び上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例、そして上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての内容説明とさせていただきます。

慎重御審議いただき、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第3号 上里町職員の給与に関する条例及び上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

これより、議案第4号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

これより、議案第5号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第14 町長提出議案第6号 上里町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等
に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（伊藤 裕君） 日程第14、町長提出議案第6号 上里町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 議案第6号 上里町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第6号 上里町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による年金たる保険給付（労災年金のことをいいます）と同一の事由により、厚生年金保険法による年金たる給付が支給される場合に労災年金に乘じる調整率が変更となったことを受け、地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出するものでございます。

初めに、概要につきまして御説明を申し上げます。

去る12月議会のとくと重複する説明となりますが、この条例は地方公務員災害補償法第69条の規定に基づき、議会の議員、委員会の非常勤の職員などが公務上の災害（例えば負傷、疾病、障害または死亡）または通勤による災害に対する補償に関する制度を定めたものでございます。

この条例の対象となる者は、本条例の第2条の規定に基づき、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員などが対象となり、非常勤の委員では、教育委員会委員、公平委員会委員などが挙げられ、行政区長もこの条例の対象となっております。

今回は、昨年の12月議会において御議決いただきました改正内容とは異なる部分の改正でございます。労働者災害補償保険法による年金たる保険給付（労災年金のことをいいます）と同一の事由により、厚生年金保険法による年金たる給付が支給される場合に労災年金に乘じる調整率が変更となったための改正でございます。

障害厚生年金と労災年金を同一の理由で受け取る場合、労災年金は併給調整後の金額を支給いたします。

公務または通勤で災害により負傷等をしたとき、同一の事由により労働者災害補償保険にお

ける労災年金と厚生年金法やそのほかの法令からによる障害年金給付が併給される場合は、併給調整がなされます。併給調整とは、事業主の費用の二重負担や損害の重複填補を避けるという観点から、一定の方法により支給額を調整することをいいます。

今回、国の厚生労働省において、労働者災害補償保険の年金たる給付の調整率の算定を行った結果、労災の傷病補償年金と障害厚生年金のみ受給している場合の調整率が0.8748との算定結果となりましたので、算定結果を下回らない範囲内の数字として現行の「0.86」から「0.88」と改定するものでございます。

それでは、改正内容について御説明を申し上げます。

制定附則第5条ですが、他の法令による給付との調整を規定しており、第1項では、傷病補償年金と障害厚生年金等が支給される場合の調整率の改正でございまして、表中の「0.86」を「0.88」に改めます。

附則第2項では、休業補償の額に関する規定で、休業補償と障害厚生年金等が支給される場合の調整率の改正でございまして、第1項と同じく表中の「0.86」を「0.88」に改めます。

最後に、附則ですが、第1項は施行期日を規定しておりまして、地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令の施行日とあわせ、平成28年4月1日から施行とさせていただきます。

第2項は、経過措置を規定しております。

第2項では、改正条例の施行日以後、すなわち平成28年4月1日以後に支給される傷病補償年金及び休業補償については改正後の調整率「0.88」を用いることとし、改正条例の施行日前、すなわち平成28年3月31日までに支給される傷病補償年金及び休業補償については、なお従前の例とし、調整率を「0.86」を適用いたします。

以上で、上里町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第6号 上里町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条

例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 15 町長提出議案第 7 号 上里町福祉市民センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（伊藤 裕君） 日程第15、町長提出議案第 7 号 上里町福祉市民センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 議案第 7 号 上里町福祉市民センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第 7 号 上里町福祉市民センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、上里町コミュニティセンター及び上里町中央公民館の複合館化に伴い、上里町コミュニティセンター内の定期貸出スペースの代替として、福祉市民センター 2 階の福祉ホールを利用するため、所要の改正をしたいので、本案を提出するものでございます。

概要及び内容につきまして御説明を申し上げます。

平成28年 4 月 1 日より、上里町中央公民館を廃止して上里町コミュニティセンターにその機能に移転させ複合館化するために、上里町コミュニティセンターの定期使用団体である、上里幹線土地改良区及び上里町ボランティア連絡協議会の代替事務室として、利用者もなく空き室となっている上里町福祉市民センター 2 階の福祉ホールが利用できるよう、一般貸し出しを中止するための改正となります。

改正内容につきまして御説明を申し上げます。

福祉市民センターの業務を規定しております第 2 条の中で、同条第 1 号中「・福祉ホール並びに」を「及び」に改め、「福祉ホール」を削除いたします。

別表中ですが、第 2 条の改正規定と同様に、福祉ホールを削除するため、「福祉ホールの項」の部分进行削り、研修室を残します。

最後に、附則ですが、上里町コミュニティセンター及び上里町中央公民館の複合館化が開始

となる平成28年4月1日から施行といたします。

以上で、上里町福祉町民センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） ただいまの説明ですと、中央公民館がコミュニティセンターと複合化することに伴い、今まで利用していた団体の方たちの利用場所として、新たに福祉町民センターが貸し出しされるということだと思うんですけれども、今までコミュニティセンターも中央公民館も無料で住民団体の方たちが使用していたと思うんですね。そのことで平等性に欠けるんじゃないかなという気持ちがするんです。各公民館は、今、無料で貸し出しされている中で、そこが利用できない、いわゆる希望が多くて利用できない方が有料のところに行くということになるんじゃないかというふうに思うんですけれども、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（伊藤 裕君） 総務課長。

〔総務課長 岸 智敏君発言〕

○総務課長（岸 智敏君） 総務課の岸です。よろしくお願いいたします。

沓澤議員の御質問に説明させていただきます。

先ほど副町長のほうから説明がありました上里幹線土地改良区のみ利用料を行政財産の使用料として、同じようにコミュニティセンターで事務を行っていた状況とほぼ同じ額で行政財産の貸し付けをして、こちらのほうの利用、今現在使っていなかったところを一般貸し出しを中止して、ここで幹線のほうに貸し出しをしたという状況でございます。

それと、ボランティア連絡協議会につきましては、今までどおり無料という形でございます。

○議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第7号 上里町福祉町民センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時30分再開

○議長（伊藤 裕君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第16 町長提出議案第8号 上里町行政不服審査会条例について

○議長（伊藤 裕君） 日程第16、町長提出議案第8号 上里町行政不服審査会条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 議案第8号 上里町行政不服審査会条例について。

御提案申し上げました議案第8号 上里町行政不服審査会条例についての提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、行政不服審査法の全部改正に伴い、設置が義務づけられている不服申し立てを諮問する第三者機関として行政不服審査会を設置するため、審査会の組織及び運営について規定したいので、本案を提出するものでございます。

概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

初めに、概要について御説明申し上げます。

行政不服審査法の全部改正に伴い、行政不服審査法第81条では、地方公共団体は執行機関の附属機関として、審査会に対応する機関の設置を義務づけており、条例で行政不服審査会を定めることとなるものでございます。

次に、内容につきまして御説明申し上げます。

まず、第1条でございますが、趣旨に関する内容で、行政不服審査法に基づきまして、上里町に行政不服審査会を設置することについて規定するものでございます。

次に、第2条でございますが、条例中の用語を行政不服審査法の例によるものと規定するものでございます。

次に、第3条でございますが、審査会における委員の人数、委嘱について規定するもので、人数は3名、識見を有する者のうちから町長が委嘱する旨を定めております。

次に、第4条でございますが、委員の任期等について規定するもので、任期は2年、再任を妨げないとし、第2項で委員が欠けた場合の補欠委員の任期を定めております。

次に、第5条でございますが、会長の設置、選任方法等について規定するものでございます。会長は、委員の互選により定め、職務は会務を総理し、審査会を代表いたします。また、会長に事故があるときの会長の職務を代理する内容を第3項で定めております。

次に、第6条でございますが、審査会の会議の招集、定足数等について規定し、審査会の招集を会長が行い、会長が議長となります。審査会を開くには委員の過半数の出席が必要となり、審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は非公開といたします。

次に、第7条でございますが、審査会の運営上必要があるときに、委員以外の者の意見の聴取等について規定し、委員以外の者の出席を求め、意見または説明を聞いたり、必要な資料の提出を求めたりすることを定めております。

次に、第8条でございますが、委員の守秘義務について規定し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないことを定めております。

次に、第9条でございますが、審査会の庶務を総務課で行うことについて規定するものでございます。

次に、第10条でございますが、審査会に関し必要な事項で、今回の条例に定めるもの以外は、審査会において定めることと規定するものでございます。

附則につきましては、第1項は施行期日を平成28年4月1日としております。

第2項は、本条例の制定に伴い、上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する附則でございまして、行政不服審査会委員の日額報酬を別表に定める内容の改正となっており、情報公開・個人情報保護審査会委員と同額の3万円の報酬といたします。

以上で、上里町行政不服審査会条例についての提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

14番、植原育雄議員。

〔14番 植原育雄君発言〕

○14番（植原育雄君） 第3条の審査会の委員でありますけれども、識見を有する者のうちから町長が委嘱するとありますけれども、委員はどのような人を予定されているか、施行が今年の4月1日から施行ということですので、御説明をお願いいたします。

○議長（伊藤 裕君） 総務課長。

〔総務課長 岸 智敏君発言〕

○総務課長（岸 智敏君） 植原議員からの御質問に説明させていただきます。

委員は、第3条2項の規定によりまして、識見を有する者ということで書いてありますので、客観的に見まして中立性が保てます弁護士、それから司法書士、大学教授等を考えております。

なお、委員につきましては、情報公開・個人情報保護審査会の委員と同様の方を考えております。

以上です。

○議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第8号 上里町行政不服審査会条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 町長提出議案第9号 上里町いきいき福祉基金の設置、管理及び処分に関する
条例について

○議長（伊藤 裕君） 日程第17、町長提出議案第9号 上里町いきいき福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 議案第9号 上里町いきいき福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例について。

御提案申し上げました議案第9号 上里町いきいき福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、本町の地域における保健福祉の増進を図るために実施する事業に要する経費の財源に充てるため、上里町いきいき福祉基金を設置したいので、本案を提出するものでございます。

次に、概要及び内容につきまして御説明を申し上げます。

初めに、概要についてでございます。

現在、町が設置している基金のうち、町民の福祉や健康づくり等の促進を目的とした基金としては、平成2年に設置した上里町地域振興基金と、平成3年に設置した上里町地域福祉基金がございます。これらの基金が設置されてから今日までの間には、介護保険制度の創設を初めとした制度変更や超少子高齢社会の進展など、保健福祉行政を取り巻く状況が大きく変化しております。

このような状況を踏まえ、今後の保健福祉行政を機動的に推進し、子育て支援を初めとして多様化する住民ニーズに応えるためには計画的な財源確保が必要であることから、上里町地域振興基金及び上里町地域福祉基金を廃止とし、これらの基金に属する財産をもって保健福祉を目的とした新たな基金を設置するものでございます。

次に、条文の内容についてでございます。

初めに、第1条では、設置の目的について定め、本町の地域における保健福祉の増進を図るために実施する事業に要する経費の財源に充てることを目的とするとともに、基金の名称を上里町いきいき福祉基金としております。

第2条では、積み立てについて定め、毎年度基金として積み立てる額は、上里町一般会計歳入歳出予算の定めるところによるものとしております。

第3条では、管理について定め、第1項において、基金に属する現金は最も確実かつ有利な方法により保管するものとし、第2項においては、必要に応じて、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるものとしております。

第4条では、運用益金の処理について定め、基金の運用から生ずる収益は、予算に計上した上で基金に編入するものとしております。

第5条では、繰替運用について定め、財政上必要があると認める場合には、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるものとしております。

第6条では、処分について定め、第1号において定める児童、高齢者または障害者の福祉の

増進事業と、第2号において定める健康づくり、または生きがいくりの促進事業に要する経費に充てる場合に限り処分することができるものとしております。

第7条では、委任について定め、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとしております。

次に、附則でございますが、第1項において、施行期日を平成28年4月1日と規定しております。

第2項においては、本条例の制定に伴い、上里町地域振興基金の設置、管理及び処分に関する条例及び上里町地域福祉基金条例を廃止することを規定しております。

第3項においては、上里町地域振興基金及び上里町地域福祉基金に属していた現金などの一切の財産は、上里町いきいき福祉基金に引き継ぐことを規定しております。

以上で、上里町いきいき福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 質問させていただきます。

地域振興基金、または地域福祉基金でありますけれども、ここ何年間、移動がほとんどなかったと思うんですけれども、その理由についてお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 片岡浩一君発言〕

○総合政策課長（片岡浩一君） 沓澤議員の御質問に対しまして御説明を申し上げます。

議員がただいま御質問になりましたように、地域振興基金及び地域福祉基金につきましては、近年においてはほとんど処分の実績がございませんでした。地域振興基金につきましては、平成20年度に取り崩したのが最後でございます。また、上里町の地域福祉基金につきましては、平成17年度に取り崩しをしたのが最後となっております。以降、長きにわたりましてそれぞれ処分の実績がございません。

理由といたしましては、基金でございますので、財源の問題ということで、特に処分をすべき事案がなかったということが主にございますけれども、上里町地域福祉基金につきましては、そもそも基金の処分の目的が非常に限定をされていたということも影響しているというふうに

思います。

上里町の地域福祉基金でございますけれども、もともと在宅保健福祉の推進を目的に設置されたものでございまして、基金の元金の処分につきましては、社会福祉施設を建設する場合に限り、処分をすることができるという規定でございました。また、運用から生ずる収益につきましては、在宅保健福祉の促進事業、生きがいつくりの促進事業、健康づくり促進事業、ボランティア活動の促進事業、こちらが対象事業でありましたけれども、いずれも社会福祉協議会及び各種民間団体が行う在宅保健福祉事業、その他地域福祉の振興に寄与する事業の経費の財源に充てるということで、こちらにつきましても極めて活用の対象が限定されておりましたので、近年においては処分の実績がなかったというふうに理解をしております。

以上でございます。

○議長（伊藤 裕君） 11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） この2つの基金を合わせると1億3,409万9,000円になるんですけれども、私はこの目的は間違っていないと思うんですけれども、いわゆる児童、高齢者または障害者の福祉の増進、健康づくり、または生きがいつくりの促進事業、事業というのはこれからますます必要になってくるというふうに思うわけでありますけれども、今現在、既にこの事業が求められている段階であって、例えば上里中学校施設整備基金みたいに、さあ建設しますよという目的があって、建設が終われば、この基金はなくなっていくというふうに思うんですけれども、児童、高齢者、障害者の福祉、健康づくり、生きがいつくりの促進事業というのは、これから一番財源を使っていかなくてはいけない、今すぐに求められている事業というふうに思ったときに、基金という形がそぐわないんじゃないかなというふうに思ったりもします。

例えば1億3,409万9,000円ですので、一般質問で議論しましたけれども、2人目のお子さん、国が実施することになった360万円以下、ひとり親家庭を除く、子どもたちの保育料を2分の1にした場合には2,000万円が可能だということも明らかです。基金に積むことが必要なのか、事業を行うことが必要なのかというふうに考えたときに、基金を積むということについて、どういうお考えなのかお聞きしたいというふうに思います。

○議長（伊藤 裕君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 片岡浩一君発言〕

○総合政策課長（片岡浩一君） 沓澤議員の御質問に対しまして御説明申し上げます。

議員の御質問では、基金に積み増しをしてとっておくのではなくて、直ちに福祉事業の拡充に使ってはどうかというようなことでございました。そういったお考えもあるのかなというふうに思っておりますけれども、まず、経済的負担の緩和につきましては、そもそも多額の財源

を要するということがございます。また、財源の確保が難しくなったからといって、容易にその事業を取りやめるというのはなかなか困難なものではないかなと思っております。

私が全員協議会でもお話をいたしましたとおり、基金の残高が1億3,400万円程度でございますので、例えば先ほど議員からお話のありました第2子の保育料の半額の無償を用いた場合には、この原資だけで考えますと、6年程度でお金としてはなくなってしまうんだということでございます。そういった状況でございますので、今の考え方としては、そういった直ちに新しい施策にこの基金を活用していくという考えではございません。

議員がおっしゃられたとおり、これからますます必要になってくる重要な福祉ですとか健康づくりの施策については、何年間で終わるといった類いのものではございません。これから長く続けていかなくてはいけないといった中で、今後、歳入がどうなるか見込めない状況の中で、そういった歳入に大きな変動があった場合においても、例えば総合戦略に掲げた事業ですとかそういったものを中心に、安定的に保健福祉の施策を推進していくための一定の担保として考えているといった意義を持つ基金になるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

5番、齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

○5番（齊藤 崇君） 第3条の基金に属する現金は金融機関への預金、そのほか最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないとあります。また、その下にも2番としてあるんですけれども、基金として金融機関へ預けるということは正しいと私も賛成できるんですけれども、その他の最も確実かつ有利な方法というのは、何としましてもちょっと抽象的な言い回しなんですけれども、現在いろいろな利殖というか、お金を増やす方法というのはあろうと思うんですけれども、先ほどの沓澤議員が言っている、総合政策課長もお答えの中で言っていますが、1億3,400万円からの基金があるわけなんですけれども、これを金融機関、皆さん御存じだと思うんですけれども、最近はマイナス金利というふうな時代に突入しているわけですが、そういう観点から考えて最も有利な方法とか、それとその2番目にある最も確実かつ有利な有価証券にかえるという、この辺がちょっと何となくクエスチョンマークがついてしまうんですけれども、その辺もう少し具体的にお答えしていただければと思うんですが、お願いします。

○議長（伊藤 裕君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 片岡浩一君発言〕

○総合政策課長（片岡浩一君） 齊藤議員の御質問に対しまして御説明を申し上げます。

条例第3条の第1項に掲げる金融機関への預金、その他最も確実、有利な方法による保管と

ということで、具体的な例ということでございますけれども、まず、この条文につきましては、広く一般的に基金条例で規定をされている文言だというふうに御理解をいただきたいと思います。

基金の設置条例につきましては、国のほうから基金の設置条例の案分というようなものがかつて示されていたようでございまして、その中にもこういったものがあるというふうに認識しております。基金に属する現金でございますけれども、地方自治法の規定に基づきまして、歳計現金の保管の例によることというふうにされております。歳計現金の管理におきましては、最も確実、有利な方法とは、いつでも現金化をされ、かつ元本が保証され、そして利子の有利な方法で保管をされることであるというふうに解釈をされております。

通常は金融機関に預金をして安全に保管することであるということとされております。一般的には基金につきましても、金融機関への預金というものが最も確実かつ有利な方法であるというふうに解釈をされております。

また、マイナス金利の話もただいま出ましたけれども、今、私が申し上げました解釈につきましては、行政実例としてもそういったことであるというふうに示されてございまして、国による通知やそういった実例が変わらない限りは、預金により保管することが最も適切なのではないかというふうに現段階では考えております。

続きまして、第2項の最も確実かつ有利な有価証券ということでございますけれども、こちらにつきましても、先ほどと同様、国が示した例文にある文言を用いたものでございまして、ほかの基金条例におきましても同様の規定をしております。

先ほど申し上げましたけれども、地方自治法の規定上、基金につきましては確実かつ効率的に運用しなければならないという規定もございます。また、地方財政法の規定におきまして、銀行、その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券、その他の証券の買入れ等の確実な方法によって運用しなければならないといったような制約がございます。

このようなことから、先ほど申し上げましたとおり、確実な運用方法としての有価証券というのは、元本が保証され、いつでも現金化され得るものに限るというような解釈はされております。したがって、例えば元本保証がない株券などに代えることは認められないというふうに解されております。

以上でございます。

○議長（伊藤 裕君） 5番、齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

○5番（齊藤 崇君） ありがとうございます。

それと、もう一つは、地域振興基金と、それから地域福祉基金、これを廃止して、この新し

いいいき福祉基金ということで1億3,400何がしの金額ですけれども、この基金はそれぞれの程度を何年間ぐらい積み立てて、合わせて1億3,400万なのか、何年間ぐらい基金として積み立てたのか、その辺、具体的に教えてください。

○議長（伊藤 裕君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 片岡浩一君発言〕

○総合政策課長（片岡浩一君） 齋藤議員の御質問に御説明申し上げます。

まず、地域振興基金でございますが、先ほど副町長からの提案説明にもございましたとおり、設置をいたしましたのは平成2年、今から26年前でございます。当時、地方交付税が余分に配分をされた時期がございまして、交付税の中で地域振興基金をつくるべき費用として積算されたものを積み立てをしております。額といたしましては3,120万円程度でございます。その後、平成3年に200万円程度の積み立てをし、平成4年から平成16年の間は主に基金の運用益金として250万円程度を積み立てしております。最後に積み立てをいたしましたのが平成17年度の700万円でございます。したがって、合計としては4,300万円程度の基金の積み立てを行いました。

一方、取り崩しでございますが、平成3年度に2,000万円取り崩ししたのを初め、平成18年度から平成20年度にかけておよそ270万円程度を取り崩しをしております。したがって、取り崩しの額としては2,300万円程度ということで、ほぼ現在の元金の積立高になるということでございます。

続きまして、地域福祉基金でございますが、こちらにつきましては平成3年度から平成5年度まで、同様に地方交付税がオーバーフローした分の積み立てとして地方交付税に算入されたものでございます。そのお金を基金のほうに積み立てをしているというような状況でございます。平成3年度におきましては4,500万円、平成4年度におきましては9,000万円、平成5年度におきましては7,500万円の積み立てを行いました。その後、積み立てといたしましては、平成6年度から平成13年度まで、主に基金運用益金として130万円程度を積み立てしております。また、最後に積み立てを行いましたのが平成25年度、こちらは福祉目的での寄附がございましたので、100万円を積み立てしております。合計2億1,300万円程度の積み立てをこれまでに行了しました。

一方、取り崩しでございますが、平成5年度に490万円を取り崩したのを初め、平成14年度から平成17年度までの間に相当の額を取り崩しをしております。9,500万円程度を取り崩しを合計で4カ年で行っております。こちらにつきましては、平成14年度に社会福祉施設への基金の処分を認める条例改正を議会に御提案申し上げまして、御議決をいただきました。当時の背景といたしましては、児童館の建設を進めておりましたので、平成14年度から17年度までにつ

きましては主に児童館建設への充当を行っております。取り崩しにつきましてはおよそ1億円程度ということでございまして、この差額が現在、基金の残高として残っていると、そういった状況でございます。

○議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第9号 上里町いきいき福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 町長提出議案第10号 上里町道路線の廃止について

◎日程第19 町長提出議案第11号 上里町道路線の認定について

○議長（伊藤 裕君） 日程第18、町長提出議案第10号 上里町道路線の廃止についての件、日程第19、町長提出議案第11号 上里町道路線の認定についての件、以上の2件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

なお、議案第10号から議案第11号までの説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 議案第10号 上里町道路線の廃止について、議案第11号 上里町道路線の認定について。

議案第10号 上里町道路線の廃止について、議案第11号 上里町道路線の認定についてを一括いたしまして提案説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、議案第10号の路線の廃止は、土地改良事業の施行完了に伴い、路線の廃止をいたしたく、議案第11号の路線の認定は、開発行為による位置指定道路及び道路用地についての寄附採納に伴い、路線の認定をいたしたく本案を提出するものでございます。

続きまして、議案ごとに概要及び内容を御説明申し上げます。

まず、議案第10号 上里町道路線の廃止についてですが、道路線の廃止につきましては、上里西部土地改良事業により道路等が整備されたことにより、その目的がなくなった町道を廃止しようとするもので、廃止予定の路線は町道2142号線でございます。

次に、議案第11号 上里町道路線の認定についてですが、道路線の認定につきましては、町道4236号線及び4237号線の2路線が開発行為に伴う位置指定道路の寄附、町道7386号線が道路用地の寄附によるものでございます。

廃止及び認定ともに、詳細につきましては、お手元に配付いたしました廃止・認定路線調書をご覧ください。

以上をもちまして、上里町道路線の廃止について及び上里町道路線の認定についての提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第10号 上里町道路線の廃止についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

これより、議案第11号 上里町道路線の認定についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 町長提出議案第12号 財産の取得について

○議長（伊藤 裕君） 日程第20、町長提出議案第12号 財産の取得についての件を議題いたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 議案第12号 財産の取得について。

議案第12号 財産の取得についてですが、地方自治法第96条第1項第8号及び上里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

1 取得しようとする財産につきましては、上里町大字黛字両社西361番外25筆の上里ゴルフ場内でございます。

2 地積につきましては1万159平方メートルでございます。

3 取得財産の価格は944万7,869円でございます。

4 契約の相手方は契約件数9件、契約人数9人でございます。

提案理由でございますが、児玉都市計画緑地1号上里町烏川・神流川総合運動公園（上里ゴルフ場）整備事業に係るゴルフ場用地を取得したく、本案を提出するものでございます。

概要及び内容について御説明申し上げます。

上里ゴルフ場は、昭和61年9月30日、児玉都市計画緑地として都市計画決定された上里町烏川・神流川総合運動公園内に位置しております。平成21年4月にそれまでのゴルフ場施設管理者であった埼玉県企業局から上里町に施設が譲渡されたことを受けて、町は施設を管理してまいりました。都市緑地として都市計画決定された都市公園であり、権原取得が原則であること及び借地継続による財政負担を踏まえ、児玉都市計画緑地事業1号上里町烏川・神流川総合運動公園の県知事の認可を受けて用地取得するものであり、公営ゴルフ場として住民の憩いの場、地域活性化につながる施設として適切に維持管理・安定運営していくものでございます。

土地所有者の意向を踏まえ、9名の権利者より、コース部1万159平方メートルを944万7,869円で取得するものでございます。

土地の詳細につきましては、お手元に配付いたしました別記一覧表のとおりとなっております。

以上をもちまして、財産の取得についての提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 全協のときに課長さんの説明では、今回、1万159平方メートルを取得することによって、地権者ベースでは47%ということでありましたけれども、面積ベースではどのくらいになるのでしょうか。

○議長（伊藤 裕君） まち整備環境課長。

〔まち整備環境課長 強矢 賢君発言〕

○まち整備環境課長（強矢 賢君） 沓澤議員の御質問に対して御説明申し上げます。

今回の用地取得に伴いまして、コース部とクラブハウス部を合わせてゴルフ場全体面積ベースで約28%の進捗ということになります。

以上でございます。

○議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第12号 財産の取得についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 町長提出議案第13号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について

○議長（伊藤 裕君） 日程第21、町長提出議案第13号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 議案第13号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について。

御提案申し上げました議案第13号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、平成28年4月1日から埼玉縣市町村総合事務組合に草加八潮消防組合を加入させること及び同日から皆野・長瀬上下水道組合が名称を変更することに伴い、埼玉縣市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、本案を提出するものでございます。

概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

初めに、埼玉縣市町村総合事務組合についてですが、主な事務といたしまして常勤の職員に対する退職手当の事務、消防団の公務上の災害に対する補償業務や住民に対する交通災害共済に関する事務を処理しております。

今回加入となります団体でございますが、草加八潮消防組合は草加市と八潮市を管轄とする消防組織であります。平成27年10月1日に草加市消防本部と八潮市消防本部が統合し設立された組合でございます。同組合が埼玉縣市町村総合事務組合に今年の4月1日に加入となります。

次に、名称変更となる団体ですが、皆野町と長瀬町で構成される「皆野・長瀬上下水道組合」が「皆野・長瀬下水道組合」に名称変更となります。そのため、埼玉縣市町村総合事務組合規約の別表第1及び別表第2第4条第1号に掲げる事務の項中で「皆野・長瀬上下水道組合」が「皆野・長瀬下水道組合」に改め、「埼玉県東部消防組合」の次に「草加八潮消防組合」を加える改正を行うものでございます。

地方自治法の規定によりますと、一部事務組合の規約を変更するには、関係地方公共団体の協議を経て、埼玉県知事の許可を受ける必要がございますので、埼玉縣市町村総合事務組合規約を変更することに対しまして、地方自治法第290条の規定に基づき協議をするために議会の議決を要するものでございます。

以上で、埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更についての提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第13号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は2時30分からとします。

午後2時15分休憩

午後2時30分再開

○議長（伊藤 裕君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第22 町長提出議案第14号 平成27年度上里町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（伊藤 裕君） 日程第22、町長提出議案第14号 平成27年度上里町一般会計補正予算（第7号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第14号 平成27年度上里町一般会計補正予算（第7号）について御説明いたします。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,200万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億9,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとございます。

第2条地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」によるものとございます。

第3条地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるものとございます。

第1表歳入歳出予算補正を説明いたします。

初めに、歳入ですが、2ページをお願いしたいと思います。

款9地方特例交付金は430万7,000円の増額補正で、交付金の確定によるものとなっています。

款10地方交付税は2億3,441万1,000円の増額補正で、普通地方交付税の調整率の復活及び確定によるものとなっています。

款12分担金及び負担金は555万1,000円の減額補正で、滞納繰越分の保育所運営費保護者負担金の増額や、保育所運営費保護者負担金及び放課後児童クラブ保護者負担金の減額となっています。

款13使用料及び手数料は294万円の減額補正で、主な内容は町営住宅使用料、町営住宅行政財産使用料などの減額となっております。

款14国庫支出金は6,736万円の増額補正で、主な内容は保育所運営費負担金、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業補助金、低所得の高齢者に対する年金生活者等支援臨時福祉給付金事業補助金などの増額や児童手当交付金、臨時福祉給付金事業補助金、社会資本整備総合交付金などの減額となっています。

款15県支出金は383万3,000円の減額補正で、主な内容は保育所運営費負担金、子どものための教育・保育給付費負担金、多子世帯保育料軽減事業費補助金などの増額や乳幼児医療費補助金、特別保育事業費補助金、再生可能エネルギー等導入推進基金事業補助金などの減額となっています。

款16財産収入は1,108万1,000円の減額補正で、主な内容は減債基金利子、教育施設整備基金利子などの増額や、普通財産売却代金、財政調整基金利子などの減額となっております。

款17寄附金は51万円の増額補正で、企業からの一般寄附金となっております。

款18繰入金は2,005万5,000円の増額補正で、介護保険特別会計繰入金となっています。

款19繰越金は2,698万6,000円の増額補正で、前年度繰越金となっています。

款20諸収入は158万4,000円の増額補正で、主な内容は歳計現金等預金利子収入、埼玉県市町村振興協会市町村交付金の増額や、消防団員退職報償金、自治総合センターコミュニティ助成事業助成金などの減額となっております。

次に、3ページをお願いします。

款21町債は3,980万円の減額補正で、主な内容はスマートインターチェンジ整備事業債の増額や道路維持補修事業債、橋梁維持事業債などの減額となっております。

歳入合計では、現予算に対し2億9,200万8,000円を追加し、90億9,000円となります。

次に、歳出ですが、4ページをお願いいたします。

款1議会費は49万7,000円の増額補正で、人事院勧告及び条例の規定による議員報酬の増額

となっています。

款 2 総務費は 2 億 1,717 万 7,000 円の増額補正で、主な内容は財政調整基金積立金、減債基金積立金、地方公共団体情報セキュリティ強化対策用パソコン購入費などの増額や、コミュニティ助成事業助成金、防犯灯等の電気料などが減額となっています。

款 3 民生費は 2 億 908 万 7,000 円の増額補正で、国民健康保険特別会計繰出金、低所得の高齢者に対する年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業、民間保育所等委託料などの増額や、障害者デイサービス事業補助金、臨時福祉給付金支給事業交付金、ひとり親家庭等医療費などの減額となっています。

款 4 衛生費は 999 万 5,000 円の減額補正で、主な内容は各種予防接種委託料、リサイクル活動奨励補助金の増額や未熟児養育医療費、環境基本計画等策定業務委託などの減額となっております。

款 5 農林水産業費は 128 万 7,000 円の増額補正で、内容は中核的担い手農家育成奨励金交付事業補助金、環境保全型農業直接支援対策補助金の増額や、農業集落排水事業特別会計繰出金の減額となっております。

款 6 商工費は 51 万 2,000 円の減額補正で、内容は給与費の減額となっております。

款 7 土木費は 9,551 万円の減額補正で、主な内容は児玉工業団地アクセス道路事業の土地購入費、物件補償費、物件補償調査委託費、橋梁維持補修事業の工事費、神保原駅南街区公園整備工事費などの減額となっています。

款 8 消防費は 98 万 4,000 円の減額補正で、内容は消防団車庫のフロア購入費の増額や、消防団員退職報償金の減額となっております。

次に、5 ページをお願いします。

款 9 教育費は 1,872 万円の減額補正で、主な内容は私立幼稚園就園奨励費補助金、滅菌器の購入などの増額や就学援助費、北中学校の太陽光発電設置工事費、図書館の冷暖房設備交換改修工事などの減額となっております。

款 10 公債費は 1,050 万 2,000 円の減額補正で、内容は長期債元金利子の減額となっています。

款 11 諸支出金は 18 万 3,000 円の減額補正で、公共施設等用地取得及び施設整備基金積立金、減債基金、教育施設整備基金に係る積立金の増額や、財政調整基金、上里中学校施設整備基金積立金に係る積立金の減額となっております。

なお、補正予算として計上いたしました各款に共通したものといたしましては、人事院勧告及び給与費の精査並びに調整により、特別職と一般職の給与費が増額及び減額となっております。

歳出合計も歳入同様、現予算に対し 2 億 9,200 万 8,000 円を追加し、90 億 9,000 円となります。

次に、6 ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費につきましては、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業1,795万円、年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業（低所得高齢者）8,720万6,000円、上里スマートインターチェンジ整備事業256万6,000円、上里ゴルフ場管理事業563万2,000円をそれぞれ平成28年度に繰り越しを行うものでございます。

次に、7 ページをお願いいたします。

第3表地方債補正につきましては、起債対象事業費の増減に伴い補正するもので、内容としては、下から3段目のスマートインターチェンジ整備事業は3,110万円に増額し、それ以外の道路維持補修事業は880万円、橋梁維持事業は2,070万円、児玉工業団地アクセス道路事業は2,100万円、公園管理事業は1,900万円にそれぞれ減額することになります。

以上で、一般会計補正予算の提案理由説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

なお、詳細の内容説明につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 裕君） 次に、担当課長より詳細説明を求めます。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 片岡浩一君補足説明〕

○議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） まずは、1 ページなんですけれども、生活バス路線の運行支援事業の補助金でありますけれども、当初の見込みがだいぶ狂ってしまっているのかなというふうに思いますけれども、当初予算と合わせると幾らになるのか、まず1点です。

それと、2 ページの基金の積み立てでありますけれども、減債基金の積立金が今回1億円で、26年度末が6億1,200万円ほどありましたので、7億円ぐらいになるのかなというふうに思いますけれども、この返済がそろそろ始まっていくのかなというふうに思いますけれども、その辺のところについてちょっとお尋ねしたいと思います。

あと、4 ページでありますけれども、分担金及び負担金のところで、保護者負担金が705万円ぐらい減額になっているということは、子どもたちの入所は増えていると思うんですけれども、保育料が当初見込みよりも所得階層が低かったということなんでしょうか。それとも、な

かなか納められなくて、滞納がすごく見込まれるということなんでしょうか。その辺についてお尋ねしたいと思います。

あと、特別保育事業の補助金でありますけれども、大きな減額になっているんですが、延長保育の希望者が当初の予定よりも下回ったということでもありますけれども、どのくらいを予想して、どのくらいの実績が見込まれているのかお尋ねしたいというふうに思います。

まち整備のところの6ページでありますけれども、町営住宅の使用料につきましても208万円ほどの減額になっておりますけれども、こちらも滞納によるものなのか。部屋が空いているというふうには思わないんですけれども、それとも利用されている方が所得が非常に少なくてこういう状況になっているのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤 裕君） まち整備環境課長。

〔まち整備環境課長 強矢 賢君発言〕

○まち整備環境課長（強矢 賢君） 杓澤議員の御質問について御説明申し上げます。

6ページのまち整備環境課の使用料及び手数料のうち、町営住宅使用料の減額、それから、その2つ下の町営住宅行政財産使用料の減額についてですけれども、基本的にこちらは町営住宅の使用料ということで、一般にいう家賃の部分の減収でございます。今、ちょっとお部屋のほうが空いてございまして、募集をかけたんですけども、埋まらないという点もございます。また、家賃の設定、こういったものが若干当初の見込みよりも、家賃設定のほうが下がってきているというような状況でございます。概ね徴収の状況については、昨年度並みには徴収ができていたというようなことで、滞納についてもできる限り徴収するというところで、夜間徴収も含めて行っているというような状況でございます。

以上です。

○議長（伊藤 裕君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 山田 隆君発言〕

○子育て共生課長（山田 隆君） 杓澤議員の御質問に御説明させていただきます。

まず、保護者負担金が705万4,000円減になっているというところでございます。所得階層が変わったのか、それとも滞納が増えているのかということなんですけれども、こちらにつきましては、これまでと大きな変動のないような保育料の設定をしてきているところなんですけれども、所得階層は若干の移動はあるかと思います。ただ、滞納ということではなく、その中で保育料設定、階層間の移動などによる影響がおよそ500万円程度、それから新たに新制度になりましたので、こども園等施設へ保育料を徴収するところが出てまいりましたので、そういったところに移行したのが300万円程度の調定額の影響があったと思います。

当初予算との比較となりますので、若干の誤差はありますが、おおよそそういったところで700万円の減額となっております。

それから、もう一つの御質問で、特別保育事業、こちらの支出が大きく減額になっているのは、延長保育のほうが大幅に減になっていると思われるが、その実績とかその辺のお話かと思うんですが、こちらにつきましても制度がだいぶ変更になってまいりまして、これまで延長保育につきましては、延長保育の基本分、それから加算分ということで補助金で支出していたものが、今後、延長の基本分は保育の運営費、そちらのほうに組み込まれまして、延長加算分だけが補助事業という形で残ったということでございます。その辺の影響額が1,100万円程度でございます。それが主な理由となっております。

以上です。

○議長（伊藤 裕君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 片岡浩一君発言〕

○総合政策課長（片岡浩一君） 杳澤議員の御質問につきまして御説明申し上げます。

企画振興事業の生活バス路線運行支援事業補助金の関係でございますけれども、当初予算におきましては102万6,000円を計上しておりました。今回、103万3,000円の増額補正をお願いをしておりますので、合計いたしますと205万9,000円ということになります。

続きまして、2ページのほうの歳出、減債基金積立金の関係でございます。今回、1億円の積み立てをお願いをしているところでありますけれども、明日以降御審議をいただきます平成28年度当初予算におきまして、減債基金の積立金から1億円の繰り入れを見込んでおります。内容につきましては、来年度以降、これまで6億円台後半で推移をしていた公債費の償還額につきまして、来年度当初予算では8億円以上の計上をしております。今後、8億円以上という状況が当分の間続くこととなりますので、計画的な基金の積み立てを行いたく、計上しているものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

5番、齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

○5番（齊藤 崇君） 2ページの一番上の段なんですけれども、備品購入でパソコン等費購入ということで、1,249万6,000円というふうに計上されてはいますが、これはリース契約の金額なのか。それと、パソコン等とありますけれども、パソコンと、それからこういった機器なのか教えていただけますか。

○議長（伊藤 裕君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 片岡浩一君発言〕

○総合政策課長（片岡浩一君） 齊藤崇議員の御質問につきまして御説明申し上げます。

地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業でございますけれども、今回計上しております内容につきましてはパソコンとプリンターが主なものでございます。パソコンにつきましては購入費でございますので、リースではございません。結局のところ、リース代を支払うよりも購入したほうが安価であるというようなことを考えまして、今回はパソコンの購入費ということにしております。なお、機器設定委託料につきましては、サーバーなどの設定委託料を考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

5 番、齊藤崇議員。

〔5 番 齊藤 崇君発言〕

○5 番（齊藤 崇君） そうすると、今後こういった機器はリースはもう組まないで、購入という形を今後はとっていくという考えなのか、それはまた臨機応変に変わるのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 片岡浩一君発言〕

○総合政策課長（片岡浩一君） 平成28年度に繰り越しをして行う事業につきましては、今回、国のほうから要請をされているセキュリティの強化対策ということでございます。パソコンの台数などにつきましても、さほど多くないものを計上しておりますので、この程度の金額であれば、購入でいきたいということで考えたものでございます。

なお、現在使用しております職員用のパソコンにつきましては、これは職員の台数分ございまして、200台以上のパソコンが現在、上里町の中で職員用の事務用パソコンは動いております。これを一括で購入するというのは、その年度における財政負担が著しく増大をすることになりますので、基本的にはリースであるか、購入であるかというのは、その年の購入台数、更新をすべき台数の規模観によってケース・バイ・ケースで考えていこうということでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第14号 平成27年度上里町一般会計補正予算（第7号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 町長提出議案第15号 平成27年度上里町国民健康保険特別会計補正予算
（第3号）について

○議長（伊藤 裕君） 日程第23、町長提出議案第15号 平成27年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第15号 平成27年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明をいたします。

平成27年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,037万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億443万4,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第1表歳入歳出予算補正を説明いたします。

初めに、歳入ですが、2ページをお願いいたします。

款1国民健康保険税につきましては1,773万3,000円の減額補正で、主な内容は退職被保険者等の医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の現年課税分を調定額から年度末の収納見込み額を予測した結果、減額をするものでございます。

款3国庫支出金につきましては382万5,000円を減額補正するものでございます。主な内容ですが、国庫負担金は今年度の療養給付費負担金や後期高齢者支援金負担金、高額医療費共同事業負担金が確定したことにより減額となっております。国庫補助金の内容は、歳出の一般被保険者の保険給付費の増額補正による財政調整交付金の増額、後期高齢者支援金の負担額の確定

により減額となっております。

款 6 県支出金につきましては537万8,000円を増額補正するものでございます。主な内容ですが、県負担金は、高額医療費共同事業負担金が確定したため減額となっております。県補助金は、歳出の一般被保険者の保険給付費の増額補正による普通調整交付金の増額となっております。

款 7 共同事業交付金につきましては5,127万7,000円を減額補正するものでございます。主な内容ですが、高額医療費共同事業交付金の増額及び保険財政共同安定化事業交付金の減額について、いずれも確定により補正するものでございます。

款 9 繰入金につきましては1億2,666万1,000円を増額補正するものでございます。主な内容ですが、一般会計からの繰入金について、確定による財政安定化支援事業の増額、一般被保険者の保険給付費の伸びにより、その他一般会計繰入金の増額、職員給与費等の減額となっております。

款10繰越金につきましては9,127万4,000円を増額補正するものでございます。内容ですが、平成26年度の繰越金について残額を計上いたします。繰越金総額は2億3,260万4,579円となっております。

款11諸収入につきましては10万円を減額補正するものでございます。内容は、特定健診の個別健診分一部負担金について、本庄市児玉郡医師会と調整が整い、医療機関での窓口払いが可能となったため減額となっております。

歳入合計につきましては1億5,037万8,000円を増額し、予算総額を41億443万4,000円とするものでございます。

次に、歳出ですが、3ページをお願いいたします。

款 1 総務費につきましては8万3,000円を減額補正するものでございます。内容ですが、職員給与費の補正によるものです。

款 2 保険給付費につきましては1億2,221万4,000円を増額補正するものです。主な内容ですが、一般被保険者の療養給付費、療養費、高額療養費について、新薬の保険適用等による医療費の伸びによるものでございます。

款 7 共同事業拠出金につきましては2,824万7,000円を増額補正するものでございます。内容ですが、保険財政共同安定化事業拠出金の増額及び高額医療費共同事業医療費拠出金の減額で、いずれも確定によるものでございます。

なお、国・県の支出金の確定などにより、歳出の一部におきまして財源補正を行っております。

歳出合計につきましても、歳入と同様、1億5,037万8,000円を追加し、予算総額を41億443

万4,000円とするものでございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第15号 平成27年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 町長提出議案第16号 平成27年度上里町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（伊藤 裕君） 日程第24、町長提出議案第16号 平成27年度上里町介護保険特別会計補正予算（第4号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第16号 平成27年度上里町介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

平成27年度上里町介護保険特別会計補正予算（第4号）。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ470万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7,188万6,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第1表歳入歳出予算補正を説明いたします。

初めに、歳入ですが、2ページをお願いいたします。

款2国庫支出金は182万6,000円の減額補正で、主な内容は、介護給付費の国庫負担金の変更決定及び地域支援事業費の変更に伴う国庫補助金の減額となっております。

款3支払基金交付金は2,867万7,000円の減額補正で、主な内容は、社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費交付金の変更決定及び地域支援事業費の変更に伴う交付金の減額となっております。

款4県支出金は298万3,000円の減額補正で、主な内容は、介護給付費の県負担金の変更決定及び地域支援事業費の変更に伴う県補助金の減額となっております。

款5繰入金金は3,000円の増額補正で、内容は低所得者保険料軽減分繰入金の増額でございます。

款6繰越金は2,877万9,000円の増額補正で、内容は平成26年度の繰越金でございます。

歳入の合計につきましては、現予算に対し470万4,000円を減額し、予算総額を16億7,188万6,000円とするものでございます。

次に、歳出ですが、3ページをお願いいたします。

款1総務費は570万3,000円の減額補正で、主な内容は、一般管理費に属する職員の給料、手当等の減額となっております。

款3基金積立金は994万3,000円の減額補正で、主な内容は、国・県の負担金並びに支払基金交付金の確定による減額となっております。

款4地域支援事業費は911万3,000円の減額補正で、主な内容は、包括的支援事業、任意事業などに属する職員の給料、手当等の減額となっております。

款5諸支出金は2,005万5,000円の増額補正で、主な内容は、平成26年度決算による精算などによる増額となっております。

なお、国・県の負担金の確定などにより、款2保険給付費は財源補正を行っております。

歳出の合計につきましても、歳入同様、現予算に対して470万4,000円を減額し、予算総額を16億7,188万6,000円とするものでございます。

以上で、介護保険特別会計補正予算の提案理由の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 470万からの減額ということでありますけれども、この包括的支援事業、任意事業費の単価が変わったことによるのか、そしてそのことによって、3月から要支援1・2の方たちが新しい緩和された事業に移行することに伴って、その施設に対する補助金というんでしょうか、その単価も変わったり、あと利用者さんの負担が変わってくるものなのかどうか、入と出のほうでお尋ねしたいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 小暮秀夫君発言〕

○高齢者いきいき課長（小暮秀夫君） 沓澤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

入につきましては、介護予防の給与費、地域支援事業でございますが、こちらは給与費が減額という形になっております。

それと、包括的・任意事業、こちらにつきましても給与費ということで減額という形になっております。

あと、支払基金とかにつきましては、変更交付ということで、寄附額が支払基金の見込みで計算してございますけれども、そちらが減額ということで支払基金のほうは減額になっております。国・県につきましても、変更交付で入については大きく減ということになっておる状況でございます。

歳出につきましては、介護予防の給与費とか包括の給与費、こちらの給与費が減額になっております。要支援1と2の3月分につきましては4月からの支払いという形になりますので、現在、現行のサービスとかそちらは総合事業のほうに移行しておるわけでございますけれども、そちらのほうで支払う形でございますので、今回の減額補正とは直接の影響はございません。

それと、施設についても27年4月の単価改定で平均2.27%下がっておりますので、そちらで給付費全体が下がっていることと、ヘルパーにつきましては4月1日の改定で5%、デイサービスにつきましては22%程度が単価改定で下がっておりまして、そういったものに対しての補正の減額ということでございます。

以上です。

○議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第16号 平成27年度上里町介護保険特別会計補正予算（第4号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後3時45分休憩

午後3時55分再開

○議長（伊藤 裕君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程第25 町長提出議案第17号 平成27年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（伊藤 裕君） 日程第25、町長提出議案第17号 平成27年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第17号 平成27年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成27年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ161万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,730万2,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第1表歳入歳出予算補正を説明いたします。

初めに、歳入ですが、2ページをお願いいたします。

款3繰入金につきましては33万3,000円を増額補正するものでございます。主な内容ですが、保険料の軽減分であります。保険基盤安定負担金の繰入金の増額、埼玉県後期高齢者医療広域連合の共通経費負担金、前年度繰越金の繰り入れに伴う減額等により、事務費繰入金の減額など、いずれも確定に伴う補正となります。

款４繰越金につきましては133万1,000円を増額するものでございます。内容ですが、平成26年度の繰越金について残額を計上いたします。繰越金総額は183万1,912円となっております。

款５諸収入につきましては5万円を減額補正するものでございます。内容は、健康診査の個別分一部負担金について、本庄市児玉郡医師会と調整が整い、医療機関での窓口払いが可能となったため減額となっております。

歳入合計につきましては、161万4,000円を増額し、予算総額を2億1,730万2,000円とするものでございます。

続きまして、歳出になります。

款２後期高齢者医療広域連合納付金につきましては161万4,000円を増額補正するものでございます。内容ですが、後期高齢者医療広域連合への負担金の内訳である保険基盤安定分納付額の増額及び事務費等の共通経費負担金の減額と、いずれも確定による補正となります。

なお、第１表に掲載がありませんが、款１総務費につきましては、歳入の諸収入、特定健診、個別健診分一部負担金の減額補正に伴う財源補正がでございます。

歳出合計につきましても、歳入同様、161万4,000円を増額し、予算総額を2億1,730万2,000円とするものでございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の提案理由の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第17号 平成27年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第26 町長提出議案第18号 平成27年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（伊藤 裕君） 日程第26、町長提出議案第18号 平成27年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第18号 平成27年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

平成27年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」によるものでございます。

今回の補正予算につきましては、一般会計繰入金に繰越金を充当し、一般会計繰入金を減額するものでございます。

第1表歳入予算補正を説明いたします。

2ページをお願いいたします。

款3繰入金は119万8,000円の減額補正で、繰越金との振り替えに係る減額となっています。

款4繰越金は119万8,000円の増額補正で、繰越金の確定に伴う増額となっております。

歳入の合計につきましては、移動がありませんので、予算総額は補正前の額と同額で1,188万1,000円となります。

以上で、農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第18号 平成27年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第27 町長提出議案第19号 平成27年度上里町水道事業会計補正予算（第3号）
について

○議長（伊藤 裕君） 日程第27、町長提出議案第19号 平成27年度上里町水道事業会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第19号 平成27年度上里町水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

平成27年度上里町水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条 平成27年度上里町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条 平成27年度上里町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

今回の補正につきましては、電力受給契約の変更、委託業務の発注残額、減価償却費、企業債利息の修正に伴う支出の補正を行うものでございます。

第1款事業費を既決予定額に対しまして1,165万3,000円減額し、5億3,810万8,000円といたします。第1項営業費用の減額及び第2項営業外費用の増額補正でございます。

2ページをお願いいたします。

第3条 予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億902万4,000円を3億1,740万1,000円に、過年度分損益勘定留保資金3億128万1,000円を3億965万8,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款資本的支出を既決予定額に対しまして837万7,000円増額し、3億8,240万3,000円といたします。第2項企業債償還金の増額でございます。

次からは、補正予算（第3号）に関する説明書及び附属資料になっております。

5ページは実施計画となります。詳細は10ページの説明書に記載してありますので、そちらで説明をさせていただきます。

6ページ、7ページは、予定キャッシュフロー計算書になります。実際のお金の流れで事業の実態をあらわす財務表となっております。

8ページ、9ページは予定貸借対照表で、年度末の予定財政状態を表示しております。

10ページをお願いいたします。

補正予算（第3号）説明書でございます。

初めに、収益的支出の営業費用でございますが、款1事業費、項1営業費用、目1原水及び浄水費を700万円の減額、款1事業費、項1営業費用、目4総係費を860万円の減額、款1事業費、項1営業費用、目5減価償却費を364万6,000円増額し、営業費用の合計を4億5,394万3,000円とするものでございます。

次に、収益的支出の営業外費用でございますが、款1事業費、項2営業外費用、目1支払利息を30万1,000円増額し、営業外費用の合計を7,816万5,000円とするものでございます。内容につきましては、減価償却費、企業債利息の修正に伴う支出の増額、電力受給契約の変更による減額、委託業務の発注残額による減額補正をするものでございます。

次に、資本的支出でございます。款1資本的支出、項2企業債償還金、目1企業債償還金を837万7,000円増額し、企業債償還金の合計を2億6,858万6,000円とするものでございます。内容につきましては、企業債償還金の修正により増額の補正を行うものでございます。

以上で、水道事業会計補正予算の提案理由の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第19号 平成27年度上里町水道事業会計補正予算（第3号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 28 町長提出議案第 20 号 平成 27 年度上里町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

○議長（伊藤 裕君） 日程第28、町長提出議案第20号 平成27年度上里町下水道事業会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第20号 平成27年度上里町下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成27年度上里町下水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条 平成27年度上里町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条 平成27年度上里町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

今回の収益的支出の補正につきましては、人事院勧告に伴う職員の給与改定により、給与費の補正を行うものでございます。

第1款下水道事業費を既決予定額に対しまして15万5,000円増額し、2億4,326万円といたします。第1項営業費用を増額する補正でございます。

第3条 予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,578万5,000円を6,580万円に、当年度消費税及び地方消費税、資本的収支調整額1,215万円を736万5,000円に改め、736万5,000円の次に過年度損益勘定留保資金975万7,000円を加え、当年度損益勘定留保資金5,363万5,000円を4,867万8,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

初めに、収入でございますが、第1款資本的収入を既決予定額に対しまして1,100万円減額し、1億8,355万3,000円といたします。第2項国庫補助金を減額する補正でございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出を既決予定額に対しまして1,098万5,000円減額し、2億4,935万3,000円といたします。第1項建設改良費を減額する補正でございます。

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。

1 職員給与費の既決予定額に17万円を増額し、3,063万6,000円といたします。

次のページからは、補正予算（第1号）に関する説明書及び附属資料となっております。

5 ページは実施計画となります。詳細は14ページ、15ページの説明書に記載してありますので、そちらで説明をさせていただきます。

6 ページ、7 ページは、予定キャッシュフロー計算書になります。実際のお金の流れで事業の実態をあらわす財務表となっております。

8 ページから11ページまでは、給与改定に伴う給与、手当等の説明書となっております。

8 ページと 9 ページは給与費明細書の総括、10ページは給料及び手当の増減額の明細、11ページは給料及び手当の状況で、期末手当、勤勉手当となっております。

12ページ、13ページは予定貸借対照表で、年度末の予定財政状態を表示しております。

14ページをお願いいたします。

補正予算（第1号）説明書でございます。

収益的支出ですが、款1 下水道事業費用、項1 営業費用、目2 総係費を15万5,000円増額し、営業費用の合計を1億9,119万9,000円とするものでございます。内容につきましては、人事院勧告に伴う給与費の補正となっております。

次に、資本的収入及び支出の収入でございますが、款1 資本的収入、項2 国庫補助金、目1 国庫補助金を1,100万円減額し、国庫補助金の合計を4,900万円とするものでございます。これは、国庫支出金の配分減額及び計画変更に伴う補助金の減額補正でございます。

次に、資本的収入及び支出でございますが、款1 資本的支出、項1 建設改良費、目1 公共管路施設下水道費を1,098万5,000円減額し、建設改良費の合計を1億6,431万4,000円とするものでございます。内容につきましては、人事院勧告に伴う職員の給与改定による給与費の増額補正、事業計画の変更に伴う業務委託、管渠築造工事等の減額補正でございます。

以上で、下水道事業会計補正予算の提案理由説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第20号 平成27年度上里町下水道事業会計補正予算（第1号）についての件
を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散 会

○議長（伊藤 裕君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後4時20分散会